

ID: 5628

担当部署:企画部企画政策課

処分の概要	指定管理者の指定の取消し等		
法令名 根拠条項	地方自治法 第244条の2第10項及び11項		
法令番号	昭和22年4月17日 法律第67号		
【根拠条文】（あれば） （公の施設の設置、管理及び廃止） 第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。 【基準】 各施設条例にて規定			
備考			
設定年月日	令和8年2月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日